

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

46
3
26
「公使の成語」

極秘
無期限
5部の内
5号

(5)

大臣
次長
法制官
参事官
官房長
米北-長
米(33)

深約局長
米北-長
米(33)

沖縄返還問題(公使内話)

46.3.26

米北-長

26日夕刻大臣主催宴席に於いて米北-長
公使の内話終了とす。次のとおり。

1. 那覇空港とP3部隊撤去

日本側にとりマフド住宅区域の拡大は
問題である(注: 当方の資産引継

交渉上 MUST 有るのみならず沖縄の全島を同
空港は或意味で復帰の象徴であり P3

常駐に於一時的不便を提供施設とすことは
政治的に著しく不利であること、~~他~~地方

GA-5

外務省

マフドと異り 復帰後の撤去約束
としてまた右に之を指(指)す。国防総

省にその旨を知らせるに先決で
その最善の方法は訪米の際 柏木

財務官 ^が ~~副~~ ^に リック補佐官に対し
「P3が撤去されるは 那覇空港の分
の金額」
を大きく LUMP SUM を増やす、この
提案をせよと。(4) その上で 自分

(5) を通じ 有るの際の同空港再使用
(EMERGENCY RE-ENTRY) ~~に~~ 同意

に達したとある。日本側検討の
上連絡に及ばず是非話(合)いたし

2. 那覇軍港

全面 ~~撤去~~ 返還は到底問題にあり

GA-6

外務省

ぬか、日本側がどうしても欲するならば
小部分の解放を検討してもよい。

3. 自由業者

25日吉野局長の対交のトキア、10-11-
は極めて大きな前進であり、交渉の前途

に希望をもちしたが、詳細の事は鋭意
つめて行きたい。

(1) 弁護士：米側としては沖縄における
現在のステータス（民裁判所には琉球

人弁護士のASSOCIATEとしてのみ出延し得る
を「一代限り、認めたくれ」は有難いと

思っている。（注：明言しなかったが、東京
には本土法廷には本土弁護士のASS-

OCIATEとして出延しは得る、との事との如し）

その上で5年間は日本の弁護士の
試験を受せしめようとした（7/21/52）

これには「正統の資格を取った者が
1割しかいない」と説明すべきのよう

なにか？

なお、いわゆる「逆流防止、（注：

在沖弁護士
現に活動中の6人に止め、有資格者36名
全部にAはさないこと）について

例えは1年位の申請受理期間を
おいた上で締切るとするに12人

なにか？（注：当方の日弁連等の
猛反対が予想され甚だ困難な点がある）

(2) 医師：「一代限り、かつ沖縄のみ、
ではおなじみ、米系病院は交代
で医師を送り込んでいる。のて


秘密表示 (朱印)
秘
 無期限

郵政指示	宛信用	執務用	備	号
主 信	✓	✓		0
付				
附				

発送日 昭和46年2月22日
 処理日
 発信タイプ 検査

文書部長 (分項) 公 信 案

公債 番号 秘北/台 646 号 公債 昭和 46年 2月 19日 日付

大 臣	主 管	起案 昭和46年 2月 18日
政務次官	アメリカ局長	 起案者 DP 電話番号 2467
事務次官	参事官	
外務審議官	参事官	
外務審議官	秘米才一課長	
官房長		
協議先		
受領者	在米 牛場大使	発信者
	在シカゴ 景井総領事	外務大臣
	在シアトル 林田 "	
写送付先		(移送送付日)
件 名		
沖電の米航空権益の取扱の米新南報道		

GA-2 19 133 外務省 回覧番号

米北/台 646号
 昭和46年2月19日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)
 沖電の米航空権益の取扱の米新南報道

引用公・電信
 日付・番号

(取扱別添)
 14日付毎日新聞(朝刊、1面)は「米航空四社の
 沖電路線、返還後と認める方針——政社」
 との見出しの下に、広範囲にわたり報じていると云、
 これはあくまで推測記事であって、かかる事実はないの
 で余のため通報する。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

本信送付先：米 シカゴ、シトル、

秋
無期限

国際経済課長
中野調査官

条約課長
国際協定課長

アメリカ局長

参事官

参事官

北米第一課長

神純昭

沖繩における米航空権益の取扱ひについて
(2月14日付毎日新聞記事)

46.2.15

米比1 (田中)

1. 2月14日付毎日新聞 朝刊1面(別添)に、本件に
関し、政府筋の情報は、以下に詳細に報じて
の事とす。
(運輸省) 航空局、国際課、大倉課長補佐に照会
した結果は次の通り。

(1) 約1週間前、外務省詰りの有米記者が
来訪、青井審議官と松本国際課長と会談した

会談で、大倉補佐が答へた。

別添の通り、航空局に送付し、(別添)公文書、起米、回覧中(18日付)

(2) 本件の取扱いは戻す問題については答えない

立場がないと述べたこと。報道記者はそれを分っており、^(た)米米協定のみに^(た)述べたので、^(現)現在

(1) 現行協定に基づいて沖縄の業務を埋めたい米企業と米側の措置のみで運輸しては

米企業の合意は4社であること。

(2) 返還後は、現行協定の路線は削除

されること。

(1) 返還後に沖縄へ継続運輸する場合は

「沖縄」の枠を協定路線上に追加しないことになること。

(2) 本件に就いては質問に対しては、ICAO条約の規定により、^{さきで}認めないと答える。

旨のみ答える経緯がある。

2. さくら当方より「... 政府筋は12月、既得権とし

て沖縄への乗り入れを認める方向を明らかにした。...

云々の記述があるが、何らかの参考を天候

が如き発言を米側から聞き取ったこと、大倉補佐は、上記のとおり1個事例の話であり、

その後、航空局へ来訪記事は南11日、12日

3. 13日とあり、外務省と話す訳はない。

どこから南11日と12日の分を区別して数えたと述べた。

この点に就いては、とりあえず当方より、当局でかかるマンスを減らす旨はなく、ホーカが

方向で認めることと決まっていたこととあって、

推測記事としか考えられない旨述べた。

運輸省でも話にならない。

米航空四社の沖縄路線

返還後も認めざる方針

政府

沖縄返還をめぐる米航空の相争のついでに米航空四社の沖縄路線の扱いについて、政府は三日、既得権として沖縄への乗り入れを認めざる方針を明らかにした。しかし、日本側の同意が得られれば、米航空四社の沖縄路線の再開も、シカゴ乗り入れを要する方針である。また現在、ノースウエスト航空の東京-大阪-沖縄路線が、返還後は完全国内線となるので、その取扱いが問題となるが、日本側は国際航空法の規定により、同路線は認めない方針で動いている。しかし、米側は既得権無視の一例として、その権利を主張している。

シカゴ乗り入れ代償に

いま、沖縄に乗り入れる米航空(小地)は、概ね日本から日本へ、国内線に乗り入れる。米航空四社の沖縄乗り入れの許可は、ノースウエスト、パンアメリカン、デルタ、ボイナ、そして、日本航空の四社に、それぞれ認められている。このうち、パンアメリカン、デルタ、ボイナは、シカゴ乗り入れを認めざる方針である。一方、ノースウエストは、シカゴ乗り入れを認めざる方針である。このうち、パンアメリカン、デルタ、ボイナは、シカゴ乗り入れを認めざる方針である。一方、ノースウエストは、シカゴ乗り入れを認めざる方針である。

ノースウエストが既得権として運用しているが、政府は返還後、当然禁止されるべきと主張している。これは、国際航空法に違反している。しかし、米側は既得権を主張している。しかし、米側は沖縄返還後の沖縄の現状を生じた問題である。この立場をとり、日本政府は、同法に違反している。日本政府は、同法に違反している。